後期高齢者医療の被保険者の

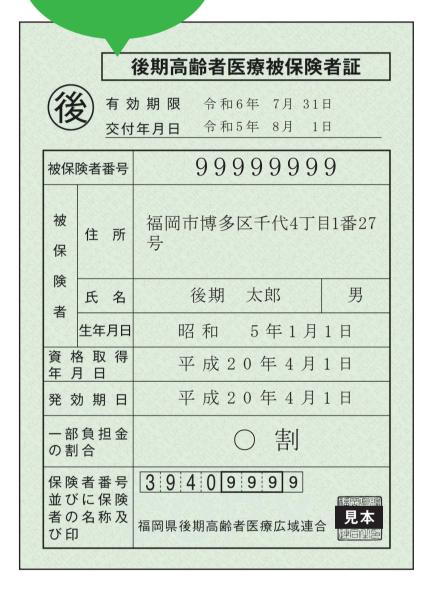
令和6年8月1日から

保険証が変わります

新しい保険証は7月末までにお届けします。有効期間は、1年間です。ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い保険証を交付することがあります。

8月1日からご利用できません現在お持ちの保険証は、

7月末まで



8月1日から



新しい保険証は、水色です。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』『限度額適用認定証』も変わります。

現在、これらの認定証等をお持ちの方で、引き続き該当する方には、7月末までに保険証とは別にお届けします。



マイナンバーカードを保険証として利用できます

マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、 マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。 ぜひ、ご利用ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

今年の12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

令和6年12月2日以降、新規の保険証発行は終了しますが、 新しく届いた水色の保険証は、有効期限まで使用できます。 なお、マイナンバーカードを保険証として利用登録していない方等については、 市区町村よりお送りする資格確認書を用いて医療機関等を受診できます。





お問い 合わせ先 福岡県後期高齢者医療広域連合 ②(092)651-3111 または、お住まいの市区町村の「後期高齢者医療の担当窓口」まで